

東風

東区から玄海原発の廃炉を考える会通信 44号

福岡市東区千早 5-17-18 TKビル2号館1階

市民ネットワーク福岡 事務所内

TEL 092-662-5077 FAX 092-662-5097 (2022年4月10日発行)

原発ゼロ！3.11 福岡集会 報告

11年前、3月11日に東日本大震災が発生し、それを原因として福島第一原発事故が起きました。原発事故によって大勢の人々が、暮らし・人間関係・故郷を奪われてしまいました。

11年の時間が流れ、一般の人々はこの未曾有の大惨事を、政府や電力業界の誘導もあり、忘れさせられようとしているのではないのでしょうか。

3.11を忘れず、原発のない社会を目指して、福岡県内や周辺の心ある市民が、福岡市中心部の警固公園に集い、集会とデモを実施しました。好天にも恵まれ、約170名の人々が集まり、通行する市民の皆さんは、そうか、今日は3.11かと思いを新たにすることも多かったようです。

その後九電本店に赴き、集会決議文と原発の運転を止めるようにと要望書を手渡しました。

そして集会宣言文を岸田総理大臣、脇山玄海町長、山口佐賀県知事、服部福岡県知事、高島福岡市長、田中薩摩川内市長、塩田鹿児島県知事に送付、さらにウクライナ侵攻に関する緊急決議文を岸田首相、ガルージンロシア大使に送付しました。



福島第一原発の汚染水海洋放出に断固反対します。

3月16日に再び東北を襲った地震は、11年前の大地震と原発事故の恐怖を思い出させました。原発事故の処理は遅々として進まず、汚染水はたまり続け、政府・東電はALPS処理した汚染水を海洋放出しようとしています。3月16日に東北地方を襲った震度6の地震では、汚染水のタンクが10数センチ動いたそうです。漏れてはいないと発表されていますが本当でしょうか？ また、1号機格納容器水位が40センチ低下している事実があります。

政府・東電は汚染水を安全なレベルまで薄めて流すと言っていますが、放射能がなくなるわけもなく、広範囲に太平洋が汚染されることになるのです。

来年4月頃には放出が予定されていますが、私たちは断固反対します。

4/13(水)12時～13時「放射能汚染水を海に流すな！天神パルコ前スタンディング」に参加を！

原発は気候変動～温暖化への対策ではありえません！EUタキシノミー反対！

昨年12月末、欧州委員会は気候変動対策として原発は有効だとする方針を示しました。これに対して、環境NGOなど国内261団体が、原発活用の欧州委方針に反対の意志表示を行いました。ドイツの複数の環境団体が連名で、ショルツ首相に「ドイツとして反対すべき」という要請書を提出したとのこと。ドイツで緊急署名も立ち上がったようです。

本件について、1月6日にアメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの元原子力規制委員会や放射線防護委員会の委員長が連名で、「原子力は気候変動と闘うための現実的な手段ではない」という声明を出したそうです。

原発はウランの採掘～濃縮の過程で膨大な化石燃料を使います。また運転中には温排水を垂れ流し続け、少量とはいえ大気中に放射性物質を出し続けています。私たちは原発も温暖化ガスもない世界を求めます。(A)

いつか見た光景—ミナマタからフクシマの今

馬奈木昭雄弁護士の講演から

2022年1月24日福岡弁護士会館にて

1970年の水俣訴訟第一回公判から、被害者代理人として係わり53年目。一貫して患者の立場に立ち、不退転の想いで公害裁判を続けてきた経験を発言。福島の実状は水俣と同じとの想いで語られた。痛烈な社会批判は原発反対運動の行き詰まり状態を憂い、活を入れるような話で、1時間を聞き入ってしまった。

水俣病裁判は、現在でも水俣病とは何かという問いの裁判は続いている。(胎児性水俣病世代の患者の国・県・チツソを相手取った裁判)しかし、全体(患者)調査を国は絶対実施しない。原因を認めようとしない国、企業の体質があり、50年を経ても闘いは続いている。50年の時間の感覚について、当時ロシア革命を経験された方が現役で闘われていたことに驚いたと話をされたが、今、自分も同じ時間を過ごしてきたと。(50年もかかった事への驚嘆・・・)

四大公害訴訟、水俣、新潟水俣、四日市公害、イタイイタイ病訴訟はいずれも原告が勝訴し、公害原因企業に損害賠償の支払いを命じ、厳しく企業の責任を追及したと自負しているが、それはいずれも、謝罪を許さない、戸籍をかけた闘いであったからこそ、信義を勝ち取ってきた。当初、仇討ちの闘い、患者と加害者の血戦を取る闘いと言われたが、それは誤りである。自己の憤りに私憤を架す闘いは支援できないと患者に主張してきた。

公害裁判は、あやませる、つぐなわせる、なくす人災がテーマとなる。よみがえれ有明訴訟の中で、地域再生、前進を含む運動を構築。支援とは自分の目的と同化しなければならない。何を求めるかが大事であると。水俣病被害者は、国は119名と認定。実際の患者は4万人を超し、家族地域含め全体は10万人の被害者が存在する。患者代表の渡辺英三さんは「国家権力と立ち向かう」と発言している。(残念ながら、映画ミナマタでは唯一欠落しているのが国が出てこないこと) 公害裁判は勝たねばならない裁判であること。

<人間の権利>人権は勝ち取ってきたものであり、与えられたものでも国のものでもない。

(石木ダム訴訟では人格権は否定されたが)

<被害>目の前に自明のものとしてあるわけではない。発見されていくものである。

皆で作りに上げていく運動。公害物質に毒があり、薬害に嫌悪感を持つかどうかである。

<法律家>法律で事案をみることは誤り。国の言う安全をミナマタ、カネミでは否定。

被害は加害行為によって起きる。弁護士は法律家であってはならない。

国の基準を守らない・・・企業の責任

国の基準が誤っていた・・・国の責任

避難できないような原発を国は作るな!

官僚は国の基準という。大臣が誰であれ、国は当時の官僚政策を守る。(産業政策)

公害訴訟は政策の是非を問うているのではなく、被害を生じたことを問題視する。

原発裁判では社会通念を裁判所の逃げ道に使った。(川内原発裁判福岡高裁宮崎支部判決)

反原発運動のこれからは馬奈木弁護士は以下のようにまとめた。

★原子カムラという産業集団を徹底的に叩くこと。

★反原発が全国民に支持され、社会通念となること。

★裁判だけでなく市民の力を集めること。

(T)

福島原発事故被害者救済九州訴訟（第二陣）第1,2回公判報告

現在福岡高裁で闘われている第一陣に続き、1月24日に第二陣第1回公判が開かれた。

第二陣として4世帯7名の避難者が提訴した意義と目的について、吉村弁護士は「国や東電から避難者に対する完全な補償が得られておらず、この未曾有の公害裁判は終わらない。避難者全員の完全な補償を得るまで第二陣、第三陣と闘うことにある。そして、国の責任を認めさせ、被害者に対する完全な賠償と恒久救済策を勝ち取ることにある。」と意見陳述された。

原告の木村雄一さんは、「原発事故被害者の心情を汲むだけではなく、自分なら被害者としてどうするのか考えるきっかけにしてほしい。生命の危険に気がつき、避難を決断するまでに3か月かかった。放射線被ばくの恐怖について知らなかったがチェルノブイリの資料で愕然とし、いわれなき誹謗中傷を受けながら生まれたばかりの娘の将来と健康のため鳥栖へ避難した。人生の選択までも迫られるようで、本当に苦しい決断だった。しかしながら、避難先の鳥栖では関東周辺から避難した方がたくさん居られ、自主避難した私たち夫婦の決断は間違いではなかったのだと思った。私たちは福島県からの避難ということで受け入れて支援してもらい感謝しているが、福島以外の避難者に対しては何の支援もなく、10年間ひたすら我慢を強いられている。そのような方々が全国に存在することを知って頂きたい。この10年で、情報は加害者にいいように解釈され、放射能汚染の実態も矮小化されている。東電は裁判を長期化させ被害者を苦しめ続けている。水俣で水俣病被害者や遺族、支援者の方々が国や企業とどうたたかっていたかお聞きした。福島原発事故直後から、巨大企業と行政が相手となる公害被害の共通点を指摘したアイリーン・美緒子・スミスさんの『水俣と福島に共通する10の手口』を引用し、全国に自主避難された方々が一日も早く補償を受け、人権を取り戻し、移住先で安心して生活できるように」と時に胸を詰まらせ、裁判官に訴えた。

3月28日の第2回公判では、原告の氏家さんも「1月27日甲状腺がんで裁判を起こして闘う子どもたちが私の背中を押した。私たち福島人、そして支援も理解も得られなかった全ての避難者への救済と故郷の次世代の子どもたちのために声を上げた。」と意見陳述を行った。吉岡弁護士は「どんなに線量が低くても被ばくすれば、健康被害が生じる危険性があるのは明らか。避難した原告に被告が法的責任を負うのは当然」と弁論した。

・7/11(月)進行協議 ※次回第3回公判は10月20日(木)11時～（福岡地裁101号法廷）(M)

<今後の裁判等の日程>

◎4/20(水) 玄海原発行政訴訟・全基差止第3回控訴審（福岡高裁101号法廷）

・13:15～13:30 門前集会（傍聴抽選券13:40まで配布、14:00抽選）

・14:30 行政訴訟口頭弁論 ・15:00 全基差止口頭弁論

・16:00～18:00 記者会見・報告集会（福岡県弁護士会館4F第二会議室）

※プルサーマル裁判の会 提訴12周年 年次活動報告会

・5/20(土)11:00～16:00 アバンセ4F第二研修室（佐賀市天神3丁目2-11）

・11:00～12:00 提訴2周年 年次活動報告

・13:00～16:00 上見直見講演会「玄海原発避難計画の検証」

◎6/10(金) 福島原発被害者救済国家賠償請求九州訴訟(第1陣)第4回控訴審(福岡高裁101号法廷)

・13:30～門前集会 ・14:30～口頭弁論 ・15:30～記者会見・報告集会(福岡県弁護士会館)

◎6/21(火) 川内原発行政訴訟控訴審 進行協議(人証の採否、尋問の予定時間の調整等)

・14:00～記者会見を兼ねた報告集会（福岡県弁護士会館）

原子力災害対策について、毎年の進捗確認ということもあり、必ず質問をしています。福島原発事故から11年目ですが、未だ非常事態宣言中であり、3月16日の福島県沖地震では、使用済燃料プールからの溢水や冷却の自動停止などが起こりました。幸い翌日には、警戒態勢解除になりましたが、余震が来ればまた警戒が必要です。原発施設の事故は、平常時でも度々起こっています。激甚化する自然災害への不安は増していますが、原子力災害に対する避難訓練は、コロナの影響で大幅な縮小がされました。

原子力防災に係る2022年度予算額は、620万円余(安定ヨウ素剤、キャビネットの購入経費、放射線測定器の点検費などで、2021年度予算より102万円増)

その内の安定ヨウ素材の予算は、549万円余で、「現行8カ所の備蓄場所に加え、効率的な配布のため、**配布会場や避難経路上にある市立の小・中学校への分散備蓄を進める。**」と、ずっと要望してきた小・中学校への分散備蓄が一部ですが実現することになります。また、原子力災害に関わる情報をハザードマップへ反映することを求めていましたが「**総合ハザードマップへの反映を検討している。**」との答弁もあり、これも要望を続けてきた成果です。引き続き、本市独自で保有する資機材の更新や取り扱い研修等の充実と国への引き続きの要望、災害に従事する職員さんへの安定ヨウ素剤の事前配布を求めました。

現実的に深刻な問題は、コロナ禍における屋内退避や避難所のスペース確保や換気についてです。答弁では「内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づき、換気を行うこととしている。」ですが、そのガイドラインには、『人が集まる場所や車両では30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気に努めることとした。』しかし、内閣府の原子力防災研究事業の、屋内退避の被ばく線量低減効果の試算などをした資料に、『遮蔽効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効で、屋外大気の流れは被ばく低減効果が失われる。』です。避難所や防護措置について、市民一人ひとりが自分事として考える必要があります。何度も訓練するしかないのですが、パーティション等の物資を使った感染症対策の避難所訓練は、原子力災害は加味されてはならず、防護を意識した訓練をしていくことを求めました。他、県外避難、ガラス張りのビルの放射能の影響、核のゴミ問題、有事の際の攻撃対象となる可能性、稼働や廃炉に対する福岡市の同意権等について質疑し、原子力災害対策の充実を求めました。

【編集後記】

◇4/5 東京高裁に「東京高裁は被害者の声を聴け！長期評価の信頼性を認め有罪判決を！」との意見書を提出。4/5 東京集会を、4/10 福島集会開催。

2月9日(水)に東京電力福島原発事故刑事裁判第2回控訴審が開かれ、細田啓介裁判長は、検察官役指定弁護士が申請した資料などは証拠採用したが、地震専門家ら3人(濱田信夫、渡辺敦夫、島崎邦彦)の証人尋問と現場検証は理由も示さず「必要性がない」として却下した。指定弁護士の異議申立を裁判長はこれも却下し、公判は30分で終了。

※次回6/6(月)14:00～第3回公判で結審する見込み。

◇プーチン大統領はウクライナ軍事侵略を直ちにやめて撤兵すべきです。

ウクライナ侵攻という実際の戦争で初めて原子力発電所がターゲットとなった。被爆地長崎では高校生平和大使や市民が「戦争をやめて」「核兵器による威嚇と原子力施設への攻撃はやめて」と訴えた。被爆地広島では原爆ドームを背景にキャンドルを並べて作られた「NO NUKES」などの文字が浮かび上がった。安倍元首相などは核の威嚇を口実に「核の共有」や非核三原則の見直し、先制攻撃など核武装と戦争する国へと踏み込もうとしている。悲惨な戦争を無くすため、今こそ反戦、反核、反原発の声を上げよう。(M)